

(趣旨)

第1条 この要綱は、受注機会の均等による建設業者の育成及び現場代理人の不足等による意に反した落札決定の防止を目的に、長浜市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の競争入札における取扱い方式の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、取扱い方式とは、同一の日に開札する工事の競争入札が複数あるときに、落札者を決定する工事の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定め、落札決定順位が上位の工事から入札を実施し、落札者となった者が次落札決定順位以下の入札を辞退したものとして取り扱うことにより、順次落札者を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 取扱い方式の適用対象とする工事は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 同一の日に入札公告を行う工事
- (2) 同一の日に開札を行う工事
- (3) 同一の登録業種の工事
- (4) 同一の対応許可業種の工事

2 格付業種にあつては、前項の規定を満たす場合においても同一の格付を含まない工事については、取扱い方式の適用対象としない。

3 適用対象とする工事については、入札公告に明示することにより入札参加者に周知する。  
(落札決定順位等)

第4条 落札決定順位は、予定価格の高いものから順に設定する。

2 前項の規定にかかわらず、単価基本契約の相手方を決定するための入札については、発注の都度定めることとし、入札公告に明示する。

3 再度入札を実施する場合又は積算疑義申立てがあつた場合には、落札決定順位が上位の工事の落札決定を行うまで、次落札決定順位以下の工事の落札決定を保留する。

(適用の例外)

第5条 落札決定順位が下位の工事において、取扱い方式を適用することにより初度入札の入札参加者が2者未満となるときは、第3条第1項の規定にかかわらず、取扱い方式を適用しない。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。